

北九州市立図書館基本計画の策定について

1 考え方

○北九州市立図書館の今後の運営方針及び計画として「北九州市立図書館基本計画」を新たに策定するもの。

※策定の根拠:「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月文部科学省告示)

1 管理運営
(一) 基本的運営方針及び事業計画
1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

○計画期間: 令和7(2025)年度~令和22(2040)年度。

社会状況の変化等を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行う。

○本計画は、以下の内容等を踏まえながら策定する。

- ・ 市の上位計画 …「北九州市基本構想・基本計画」(令和6年3月)、「北九州市こどもまんなか教育プラン」(令和6年8月)
- ・ 図書館協議会からの意見 …「これからの図書館のあり方について(答申)」(令和6年5月)
- ・ 市民意見 …市民意識調査(令和5年度実施)、パブリックコメント(令和6年10月9日から11月5日まで)
- ・ その他の関連計画等 …「読書バリアフリー法」(令和元年)、「北九州市子ども読書活動推進計画」(令和3年)など

2 策定の経過

